

平成 26 年度 第 2 回 市民参加推進会議（会議録概要）

開催日時	平成 26 年 8 月 27 日（水）午後 3 時 00 分から午後 5 時 12 分まで
開催場所	市役所 4 階 会議室 2
出席者	池川悟会長、市川温子副会長、坂野喜隆委員、手塚崇子委員、林章委員、小林光代委員、谷本滋宣委員、徳本悟委員、三浦永司委員
欠席者	田中卓也委員
事務局	市民活動支援課 川上課長、元田主査補、五十畑主事
傍聴者	2 名
議題	1. 答申書の作成手順について 2. 総合的評価の評価方法について（模擬評価）
資料	1. 次第 2. 資料 1 答申書の作成手順について 3. 資料 2 平成 25 年度市民参加実施状況調査票 4. 資料 3 模擬評価シート及び評価シート付表（計算表） 5. 資料 4 広報しろい 6. 資料 5 市民参加の総合的評価チェック項目及び市民参加の総合的評価 評価基準

（会議趣旨）

- 第 2 回市民参加推進会議を開催し、答申書の作成手順までの流れと評価方法について、実際の事業を対象として、模擬評価を行った。
- 新たに委嘱された委員がいること、今期から従来の評価において課題であった評価方法の一部を見直し、条例基準と望ましい基準という二重の基準による評価方法を採用したことから、今回の会議で評価方法の説明と模擬評価を行ったものである。
- 会議終了後、事務局から各委員に「平成 25 年度市民参加実施状況調査票」及び「評価シート付表（計算表）」を送付し、各委員は、送付された資料をもとに評価したうえで、評価結果を事務局に返送し、その結果をもとに次回会議から委員間の議論によって、評価することを決定した。

（会議内容）

1. 開会

2. 会長あいさつ

- お忙しい中、第 2 回会議にご参集いただきありがとうございます。
- 最近だいぶ涼しくなりましたが、まだ熱中症があると聞いているので、くれぐれもご自愛いただき、託された問題と一緒に取り組んでいきたいと思う。
- 今日は出てきた資料に慣れ親しんでいく一日になると思うので緊張せず、わからないことがあれば質問していただきたいと思う。

三浦委員の自己紹介：前回欠席の三浦委員から自己紹介があった。

3. 議題

議題1 答申書の作成手順について

資料1の「答申書の作成手順について」をもとに事務局が説明

【説明趣旨】

1. 答申書の作成について

- 各委員の点数及びコメントにより事業を評価し、市民参加推進会議における議論を経て決定する。
- あくまで委員の議論で答申内容を決定し、言い回し等の調整を除き、委員の意見を記載する。なお、指摘事項や是正を求める事項については、コメントとして表記する。

2. 答申書作成の流れ

- 各担当課が作成した資料2「市民参加実施状況調査票」及び資料4「広報しろい」をもとに委員が事業における市民参加の実施状況について評価を行う。
- 事務局は、委員の評価結果をとりまとめ一覧化し資料とする。
- 資料をもとに委員は、議論により市民参加推進会議の評価を決定し、結果を答申としてまとめ、市長に答申する。
- 市長は答申結果を受け、各担当課に是正を求める

3. 事業の評価について

- 第三期の委員の提言を受けて、今年度から評価方法及び評価区分について、見直しを行った。

(評価方法について)

- 評価方法を、資料5、7ページ以降の「市民参加の総合的評価 評価基準」のとおり変更した。
- 前回までの評価方法と大きく異なるのが、評価基準の細分化とそれぞれの評価基準について「条例基準」と「望ましい基準」という二重の基準による評価方法を採用したことである。

変更点1 評価基準の細分化

- 従来までの評価においては、「条例基準」しかなく、それ以外の評価については主観の要素が非常に強く、評価結果としての点数は、当初、委員ごとにばらつきが生じていた。
- 評価を続けることで、委員の評価の習熟度が上がり、委員間のばらつきは小さくなったものの、評価をする以上、習熟度に関わらず、評価結果が適正である必要があるのではないか。という意見があった。
- そこで、評価区分を細分化し、それぞれの配点を小さくするとともに明確な基準を設けることで主観による評価を少なくし、委員の習熟度にかかわらず、委員間の評価結果のばらつきを抑えながら適正な評価となることを期待して評価方法を変更した。

変更点2 二重の基準の採用

- 従来までの評価基準では、評価基準が条例基準しかなく、また、評価は積み上げ式の評価となるため、特に工夫を行わず条例の額面通りに最低限の水準の市民参加を複数行ないながら、事業を実施すれば、評価結果として「良好」の評価を得ることができた。
- そのため、市民の意見を事業に積極的に採用するために工夫を行いながら市民参加を実施している事業よりも、単に額面通り特に工夫もせずに市民参加の方法だけをいくつも採用して取り組んだ事業の方が良い評価結果となってしまう事例もあり、従来の条例基準だけではなく、市民参加における工夫などを評価するための基準が別に必要であるという意見が第三期市民参加推進会議では、多かった。
- そこで、今回の見直しにあたっては、従来の基準を「条例が定める基準」として、最低限市が実施する基準として位置付けるとともに、今まで市民参加推進会議における各委員の評価の根拠を抜粋し、「市民参加推進会議が求める望ましい水準」として、条例が定める基準の上に位置付けを行った。
- 今回、新たに二重の基準を設けることで、従来まで課題であった工夫を行わずにただ単に「アリバイ的に実施した市民参加」については、それ以上の評価を得ることができないように配点を低く設定している。
- なお、「市民参加推進会議が求める望ましい水準」については、あくまでも第三期の委員の意見をもとに作成した水準であり、現段階における「望ましい水準」でしかない。
- 今後の市民参加の進展に伴い、ICT（情報通信技術）の活用のように市が実施すべき新たな「望ましい水準」が生じる可能性が非常に高い。そのため、あくまでも現段階の水準とし、今年度の評価終了時においても、新たな「望ましい水準」を追加することを検討していきたい。
- なお、最終的には、この「望ましい水準」をもとに、市民参加条例や条例規則の改正等を行うことで、「条例が定める基準」についても底上げを図ることとしたい。

（評価区分について）

- 従来、指摘事項があるにも関わらず、評価においては「良好」とされていた評価区分を減らすことを意図して、新たな評価区分として、「妥当」の区分を「良好」と「改善を要する」の間に設け、4区分の評価区分とした。
- 評価区分として、各事業の総合評価(100点満点)については、従前の3段階の評価区分を変更し、◎良好(75点以上)、○妥当(55点以上)、△改善を要する(30点以上)、×不良(29点以下)の4段階の評価区分で評価を行うこととする。
- また、同様に、実施した市民参加の手法の評価(20点満点)も、◎良好(15点以上)、○妥当(11点以上)、△改善を要する(10点以下)、×不良(5点以下)とする。
- なお、第三期の委員において、複数年にわたる事業の場合、中間評価を行うことで、それぞれの市民参加の手法については良好であるにもかかわらず、総合評価が低くなることを懸念する意見があったが、今回の評価においても、中間評価を行った方が、評価結果を今後の事業に活かすことができるため、中間評価とわかるように明記したうえで、中間評価を行うこととしたい。

(委員の主な意見)

- 二重の基準を設定する意図はわかったが、二重の基準のうち、条例が定める基準については、「実施したか、しないか」など判断が明確なものが非常に多い。わざわざ委員に評価をさせる必要はないのではないか。

→評価については、基本的に外部評価という意図もあり、評価の一切については、委員に実施していただいた方が適切であると考えます。

基本的に条例が定める基準については、明確な基準によるものが多く、機械的に評価を行うことが可能なものが多いが、一部には「プライバシーが保護されているか」というような感覚的な要素のものもある。

また、今回、二重の基準としたのは、感覚だけの評価であると、委員間の評価結果にばらつきがあることを反省して変更したところである。あくまでも、条例が定める基準を意識していただきながら、その上位にある望ましい水準により評価を行うことで、望ましい水準においても、委員間のバランスが小さくなることを期待して実施しているものであることから、条例が定める基準においても併せて委員に評価をいただきたい。

- 今回、各項目において、各4点の配点がされている。そのうち、2点を条例が定める基準に配点され、残りの2点について望ましい水準の配点となっている。条例が定める基準については、実施したか、しないかの二択の場合、0点か2点かという配分で良いか。

→原則的には、実施したか、しないかの場合、実施している場合は2点となる。ただし、評価項目においては、条例が定める基準として2つ以上の基準がある場合がある。その場合、1つの基準を満たしていても、その他の基準を満たしていない場合もあると思う。その場合は、1点とすることで、一部足りないということが明らかとなる。

- このような条例が定める基準で一部満たしていない場合は、基本的に望ましい水準が2点となることはないと考えますが、いかがか。

→個別の実施状況にもよるが、よほどのことがない限り、事務局としては、その通りであると考えている。

- 評価においては、もう少しわかりやすい方法はなかったか。

→白井市の市民参加条例の大きな特徴として、委員が点数により評価することと委員が討議により評価結果を決定することがある。確かに2点満点なので、○△×でも良いが、その場合、委員間の議論がわかりづらくなること、合計点を暗算しづらいため、採点誤りに気づきにくいということがある。そのあたりも加味して0点から2点までの2点満点における評価をお願いしたい。

- 評価区分として4区分とすることは了解した。また総合評価及びそれぞれの評価において◎○△×とすることも了解した。それらの記述はどうしたら良いか

→事務局が、点数に基づき4段階に区分するので、点数で評価をしていただければ良い。

- 市民参加条例の主眼は情報の提供・公開にあるのか。

→情報公開はあくまで市民参加の手段であり、情報公開を通して更なる市民参加を期待しているものである。

- 事業の評価は、各委員の評価を確認しながら議論の中で決定していく。その際に自分の評価や思い違いの修正も可能なので、自分の思った通りに評価するのがいいと思う。

議題2 総合的評価の評価方法について（模擬評価）

- 議題1で説明のあった「評価基準」に基づき、平成25年度に市が実施した事業である市役所庁舎整備事業について、資料4の6「平成25年度市民参加実施状況調査票」及び資料3「模擬評価シート」・「評価シート付表（計算表）」を利用しながら、事務局の説明のもとで委員が実際に評価を行った。
- はじめに事務局がそれぞれの資料の読み方について説明を行い、評価基準の該当部分について、「市民参加実施状況調査票」に補足説明を行いながら、模擬評価を実施した。
- 本来であれば、模擬評価結果は、各委員の評価となるはずであったが、事務局が提供した資料のうち、一部に内容誤りがあったことから、今回の評価結果については、あくまでも模擬評価とし、事務局が資料の訂正を行ったうえで、各委員があらためて評価し、次回会議以降に議論し、評価を決定することとなった。
- 評価結果を一覧化する際には、事業ごとに従来どおりコメントと配点の合計を記入した一覧表と計算表のみを一覧化した一覧表、それぞれ1部を作成し、資料として配布する。

4. その他

- 次回会議は、10月3日（金）午後3時から 市役所3階 会議室2で開催する。
- 評価資料は、事務局が内容を訂正のうえ、あらためて委員に送付をする。
- 委員は、送付された資料をもとに9月22日（月）までに評価し、評価結果を原則メールで事務局に送信する。（郵送、FAXの場合、22日（必着））
- 事務局は、評価結果を一覧化し、次回の会議資料として、9月29日（月）までに送付する。

5. 閉会 池川会長

- 今後の会議も5時終了を目標に会議を進めていきたい。
- わからないことがあれば事務局に聞くと早いと思うので、電話等をしていただきたい。
- 各委員の評価シートを事務局が取りまとめた結果が、後日皆さんのお手元に届くので、それをご覧になり次回会議に参加いただくようお願いします。

[第2回会議終了 午後5時12分]